

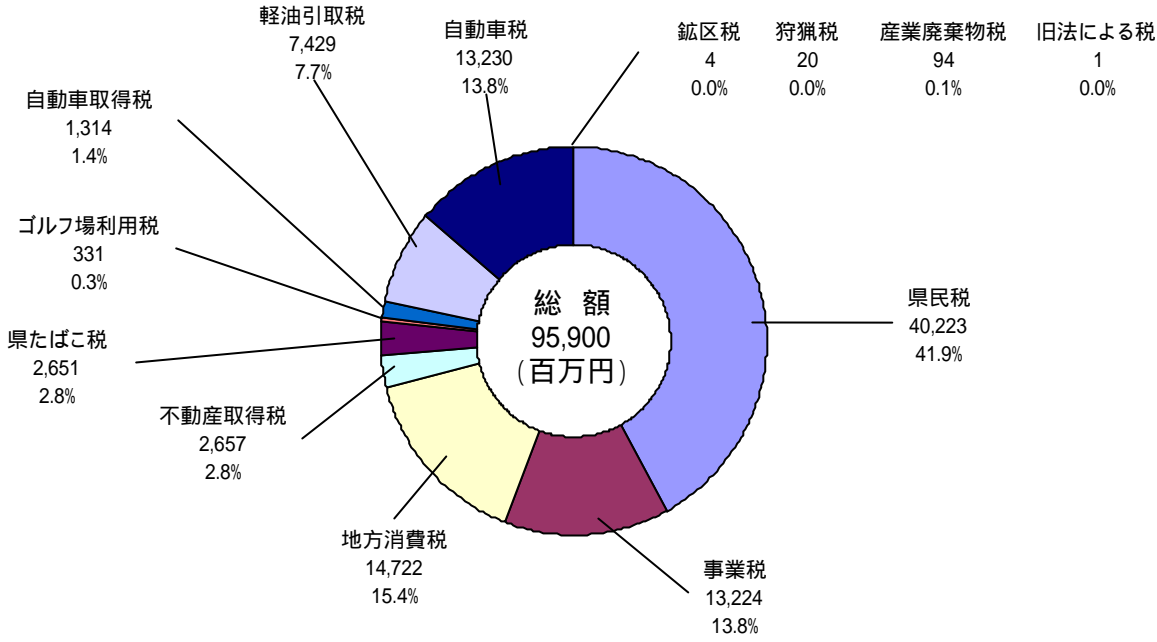
県税

県税は、県の行政に要する経費を賄うため法令の規定に基づいて徴収するもので、県内の住民や施設、県内に事務所を有する法人や県内における利用行為等に対して一定の負担を求めるものです。平成23年度の県税の予算額は959億円で、歳入予算総額の13.5%にあたり、県の自主財源の中では大きなウエイトを占めていますが、地方財政計画の歳入に占める地方税の構成比40.5%を大幅に下回っています。

普通税と目的税 県税には、県民税をはじめとする14種類の税目があり、これを大きく分けると普通税と目的税に分類されます。普通税とは、その用途に制限がなく、いかなる費用にも充当できる税で、県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税がこれにあたります。これに対して目的税とは、用途が特定されている税で、狩猟税が鳥獣保護及び狩猟に関する費用に、産業廃棄物税が産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等の施策に要する費用に充てることとされています。自動車取得税、及び軽油引取税は、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、普通税に改正されました。

直接税と間接税 県税は、また、税負担の態様によって直接税と間接税に分類されます。直接税とは、県民税のように税を納める者と税を負担する者が同一であるものをいい、これに対して間接税とは、地方消費税のように両者が異なる税をいいます。

平成23年度予算の構成比



(注)旧法による税:特別地方消費税、軽油引取税(目的税から普通税へ変更のため)

ポイント! 歳入確保に取り組んでいます!

1 「ふるさと納税制度」(ふるさと長崎応援寄付金)

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村に寄付した場合、個人の住民税を一定限度まで控除する、いわゆる「ふるさと納税制度」が平成20年度に創設されました。「ふるさと納税制度」とは、ふるさとの自治体へ贈る寄付金のことです。

長崎県における寄付金の主な使いみち

昨年度お寄せいただいた寄付金は、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を始めとした独特の歴史・文化を、次の世代へ引き継いでいくための事業などに活用いたしました。

- ・ 寄付総額 約550万3千円、寄付件数98件 (平成22年度実績)

2 「長崎県地方税回収機構」の取り組み

所得税からの税源移譲により滞納額が増加した個人の住民税を中心とした市町村税の滞納整理を行う「長崎県地方税回収機構」を平成21年4月に設立し、長期に滞納するなど、納税の意思が見られない滞納者に対して、県と県内市町が、相互に連携・協働して集中的に滞納整理を行います。これにより、県税・市町村税の滞納額縮減と併せ、市町税務職員の徴収技術の向上を図ることとしています。

平成23年度は、22年度に引き続き県と市町で、差し押さえ物件の換価機会を拡大するために合同公売会を2回開催し、機構設置による効果をさらに高めていくこととしています。

平成22年度の実績

平成22年度は、目標を30%上回る13億円の滞納整理を行いました。

目標達成の状況

	目標(A)	実績(B)	達成率(B/A)
回収機構整理額	1,000,000千円	1,300,290千円	130.0%

回収機構検索・差押状況

検索	180件
差押	542件



タイヤロック
差押えの事例

県税収入の推移（決算額）

